

母性健康管理自主点検の概要

— 昭和 53 年 —

労働省婦人少年局

目 次

I	母性健康管理自主点検の概要	1
II	集計結果の概要	2
[1]	母性健康管理推進者の活動状況等	2
1	母性健康管理に関する具体的改善事例	2
2	事業場における母性健康管理対策上の問題点、意見	3
[2]	母性健康管理対策の実施状況等	4
1	集 計 対 象 イ 事 業 場	4
	ロ 労 働 者	4
2	妊 娠 ， 出 産 者 イ 妊 娠 ， 出 産 者 の あ っ た 事 業 所 の 割 合	5
	ロ 女 子 労 働 者 に 対 す る 妊 娠 者 の 割 合	5
	ハ 妊 娠 者 に 対 す る 出 産 者 の 割 合	5
3	産 前 産 後 休 業	6
4	妊 婦 の 通 院 休 暇 制 度 イ 制 度 の 有 無	7
	ロ 通 院 休 暇 の 回 数	7
	ハ 利 用 状 況	7
5	妊 婦 の 通 勤 緩 和 措 置 イ 措 置 の 有 無	9
	ロ 措 置 の 内 容	9
	ハ 利 用 状 況	9
6	妊 婦 の 時 間 労 働 免 除 措 置 イ 措 置 の 有 無	11
	ロ 利 用 状 況	11
7	妊 婦 の 休 憩 時 間 を 増 加 さ せ る 措 置 イ 措 置 の 有 無	12
	ロ 利 用 状 況	12
8	妊 婦 の 深 夜 業 免 除 措 置 イ 深 夜 業 従 事 者 の 有 無	13
	ロ 措 置 の 有 無	13
	ハ 利 用 状 況	13
9	妊 婦 の 交 替 制 免 除 措 置 イ 交 替 制 勤 務 従 事 者 の 有 無	14
	ロ 措 置 の 有 無	14
	ハ 利 用 状 況	14

10 妊娠障害休暇制度	イ 制度の有無	16
	ロ 休暇日数	16
	ハ 利用状況	16
11 立ち作業等の業務の有無		18
12 業務の種類別, 妊娠者に対する業務軽減の措置状況		20
13 妊娠中異常のあった者の割合	イ 産業別	21
	ロ 業務の種類別	21
14 分娩時異常のあった者の割合	イ 産業別	23
	ロ 業務の種類別	23
15 勤務時間の変更, 勤務の軽減等の措置の内容	イ 産業別	24
	ロ 業務の種類別	24
16 貧血対策		
	イ 健康診断	26
	ロ その他	27
[3] 女子が従事する業務の種類別主な職種		28
[4] 妊娠中, 他の軽易な業務へ転換した事例		33

I 母性健康管理自主点検の概要

1 目 的

事業場における母性健康管理の実情を適確には握することにより、母性健康管理対策上の問題点は握とその改善を図るとともに、今後の行政施策の基礎資料に資することを目的とする。

2 対 象

母性健康管理推進者の設置されている事業場 約 7,000 事業場

3 点検事項等

- (1) 事業場の概要
- (2) 母性健康管理対策の内容及び利用状況
- (3) 業務の種類別妊娠・出産の経過
- (4) 貧血防止対策の実施状況
- (5) 母性健康管理推進者の活動状況（具体的事例）
- (6) 事業場における母性健康管理対策上の問題点、意見

4 点検対象期間

原則として昭和52年9月1日から昭和53年8月31日までの1年間（ただし、母性健康管理対策のための制度、措置の有無及びその内容については、昭和53年9月1日現在）

5 点検実施期間

昭和53年9月1日から10月末日まで

6 実施機関

都道府県婦人少年室

7 実施方法

各事業場に設置されている母性健康管理推進者によって行う。

8 集 計

労働省婦人少年局において集計、有効回収率77.3%である。

9 用語の説明

- (1) 「妊娠中の異常」とは、つわり、悪阻、貧血、流・早産の徴候、浮腫、後期妊娠中毒症等の症状を示し、医師等の指示により何らかの措置を講じたもの又は指導基準に掲げる措置を必要とする程度のものをいう。
- (2) 「分娩時の異常」とは、前・早期破水、骨盤位、流・早産、帝王切開等のあったものをいう。

Ⅱ 集計結果の概要

① 母性健康管理推進者の活動状況等

1 母性健康管理に関する具体的改善事例

- (1) 母性の健康管理に対する関心と理解をうながす活動
 - 母親教育を月1回開催し、妊産婦の生活、栄養指導及び分娩指導を行っている（電気機械器具製造業、医療業）
- (2) 勤労婦人からの相談に応ずる活動
 - 母性健康管理推進者が定期的に職場を巡回し、健康相談を受け、異常の訴えをきいたときは直ちに職場の責任者と協議し、対策をたてるようにした。（建設業、輸送用機械器具製造業）
 - 自己申告書に基づく個人面接で健康管理をはじめ総体的にコミュニケーションをはかっている。（金融・保険業）
 - 毎月1回、保健婦による健康相談日を設け、相談に応ずる（運輸・通信業）
- (3) 健康診査等の受診のための時間の確保
 - 妊娠中及び出産後の健康診断は土曜日の休みを利用するよう指導しているが、都合がつかない場合は、社外診療として2時間までの診療外出を認めている。（電気機械器具製造業）
- (4) 妊娠中及び出産後の時間外労働又は深夜労働の制限
 - 三交替勤務の病棟看護婦について、妊娠後半に入った者は、外来へ配置換えし、夜勤の免除と勤務軽減をはかっている。（医療業）
 - 産後1年間毎日1時間30分の哺育時間付与、夜勤免除（1年間）、日曜出勤免除（6カ月間）を行っている。（医療業）
- (5) 妊娠中の休憩時間等の措置
 - 休憩室に冷房及び冬場にはコタツを採用した。（食料品製造業）
 - 休憩時には椅子でなく、タタミの上で休みたいとの妊婦の希望によりタタミ敷きの休憩室を設けた。（繊維工業）
- (6) 特殊な作業環境、作業態様に対応する措置
 - 立作業である選別職について、妊娠した場合は椅子に腰かけて作業できるよう改善した。（金属製品製造業、輸送用機械器具製造業）
 - 正面玄関受付系について、冬期の開扉時の寒風を避けるため風防を設けた。（鉄鋼業）
 - 夏期冷房時に、通風口と事務机との間に遮へい物を設置し、また靴下などによる保温等について指導（電気・ガス・水道・熱供給業）

(7) その他、勤労婦人の母性の健康管理に関するもの

- 貧血傾向者に対する栄養指導を実施（食料品製造業）
- 運動不足を補うため、職場ごとに始業前の準備体操を取り入れたが、効果もあり好評である。（繊維産業）
- バス乗務員から腰痛の訴えがあり、会社貸与の靴の高さに原因があると思われるので検討している。（運輸・通信業）
- 更年期障害、不正出血、婦人ガン検診などについて指導を強めている。（電気・ガス・水道・熱供給業）
- 女子従業員が大半を占める職場であるが、偏食による貧血その他の病気の者が多いので、給食制度を実施、あわせて栄養指導を行ったところ大いに改善された。（繊維工業）
- 食堂のウエイトレスからの訴えにより、お盆にのせて運ぶかわりにワゴンを使用するようにした。（卸売業・小売業）
- 40才台で高血圧による頭痛、肩こりを訴える人が多いので、特に異常と思われる人について指定病院で精密検査を実施した。（運輸・通信業）

2 事業場における母性健康管理対策上の問題点、意見

- 女子従業員の勤務年数も長く、既婚婦人が7割以上を占めているが、健康管理も職業生活全体を通してとらえていく必要があると考えている。（医薬品製造業）
- 女性の中には生理休暇を偽って取ったり、休養すべきなのに外出する者もいるが生理痛がひどく治療を必要としたり貧血をおこす者もいるので、与えられた権利を行使するうえで非難されることのないよう指導したい。（電気機械器具製造業）
- 妊婦に対する補食の時間、産後の搾乳のための時間等があるにもかかわらず実際の利用者はごく少数である。まわりの者への遠慮のためであるが、当然のものとして利用できるような職場の雰囲気をつくっていききたい。（電気機械器具製造業）
- 現在の勤労婦人の大半が中高年令者であり、母性健康管理対策上の問題はないが、職場が次第にライン化し、作業者が各ポジションに固定配置されているため、若い女性を配置すると母性健康管理対策と作業編成の調整が問題となろう。（輸送用機械器具製造業）
- 産休・育児休業制度が確立され、実施されているが、代替要員がいないため安心して休みにくい状況にある。又、同一部所で数名重なった場合は業務に支障をきたす。（サービス業）
- 現在の病院看護婦の勤務体制（24時間3交替制）が母性健康管理を行ううえで大きな障害となっている。（医療業）

② 母性健康管理対策の実施状況等

1 集計対象（第1表）

イ 事業場

集計対象事業場数は4,529事業場である。産業別にみると、製造業が63.7％、サービス業が14.9％、他の産業は10％未満となっている。事業所規模別にみると、100～499人が57.7％と半数以上を占めている。女子労働者数区分別にみると、100～299人と50～99人がそれぞれ30％台で合わせて7割近くを占めている。

ロ 労働者

集計対象事業場の常用労働者数は2,218,843人で男子は1,500,134人（67.6％）、女子は718,709人（32.4％）である。女子労働者比率について、産業別にみると、サービス業（58.5％）、卸売業、小売業（49.9％）、金融・保険業（43.8％）は女子の割合が高い。事業所規模別にみると、500人以上の25.2％に対して、30～99人の63.0％と規模が小さいほど女子の割合が高い。女子労働者数区分別でみると、50人未満の18.1％に対し、300人以上の35.6％と規模が大きいほど女子の割合が高い。

第1表 産業、規模、女子労働者数区分別、事業場数及び男女別常用労働者数（人、％）

区 分		事業場数	常用労働者数			
			計	男	女	
産業	計	(100.0) 4,529	(100.0) 2,218,843	(67.6) 1,500,134	(32.4) 718,709	
	建設業	(1.3) 61	(100.0) 31,158	(81.5) 25,384	(18.5) 5,774	
	製造業	(63.7) 2,885	(100.0) 1,508,930	(72.0) 1,086,141	(28.0) 422,789	
	卸売業、小売業	(9.2) 415	(100.0) 179,279	(50.1) 89,797	(49.9) 87,482	
	金融・保険業	(5.6) 255	(100.0) 174,167	(56.2) 97,889	(43.8) 76,278	
	運輸・通信業	(3.2) 146	(100.0) 87,369	(80.7) 70,502	(19.3) 16,867	
	電気・ガス・水道・熱供給業	(1.0) 44	(100.0) 41,031	(87.0) 35,684	(13.0) 5,347	
	サービス業	(14.9) 675	(100.0) 156,979	(41.5) 65,173	(58.5) 91,806	
	その他の産業	(1.1) 48	(100.0) 39,930	(74.0) 29,564	(26.0) 10,366	
事業所規模	500人以上	(25.1) 1,136	(100.0) 1,553,976	(74.8) 1,162,887	(25.2) 391,087	
	100～499人	(57.7) 2,612	(100.0) 608,442	(52.0) 316,351	(48.0) 292,091	
	30～99人	(17.2) 781	(100.0) 56,425	(37.0) 20,894	(63.0) 35,531	
女子労働者数区分別	300人以上	(11.8) 533	(100.0) 881,892	(64.4) 567,955	(35.6) 313,937	
	100～299人	(35.3) 1,597	(100.0) 813,294	(65.9) 544,321	(33.1) 268,973	
	50～99人	(33.3) 1,509	(100.0) 368,809	(70.8) 261,048	(29.2) 107,761	
	50人未満	(19.7) 890	(100.0) 154,848	(81.9) 126,810	(18.1) 28,038	

2 妊娠・出産者（第2表）

イ 妊娠・出産者のあった事業場の割合

事業場全体では79.5%である。これを産業別にみると、サービス業（84.9%）、製造業（80.2%）が高いが、他の産業でも建設業（54.1%）を除いていずれも6割以上となっている。事業所規模、女子労働者数区分別にみると、いずれも規模が大きいほど高い。

ロ 女子労働者に対する妊娠者の割合

事業場全体では4.9%である。これを産業別にみると、サービス業（6.5%）製造業（5.5%）が高く、建設業（1.3%）、金融・保険業（2.9%）が低い。事業所規模、女子労働者数区分別にみると、いずれも規模による差はあまりない。

ハ 妊娠者に対する出産者の割合

妊娠者のうち事業場に在籍していて出産した者の割合は、事業場全体では70.7%である。産業別にみると、サービス業（72.6%）が最も高く、次いで製造業（71.7%）、金融・保険業（69.4%）、電気・ガス・水道・熱供給業（68.5%）、運輸・通信業（67.4%）で7割近くとなっているが、建設業（47.3%）は低い。事業所規模、女子労働者数区分別にみると、いずれも規模が大きいほど割合が高い。

第2表 産業、規模、女子労働者数区分別、妊娠・出産の有無別事業場数及び妊娠・出産者数

（人、%）

区 分		計	妊 娠 ・ 出 産			妊 娠 ・ 出 産 者 な し
			者 あ り	妊 娠 者 数	そのうち出産者数	
産 業	計	(100.0) 4,529 ^所	(79.5) 3,599 ^所	<49> 35,413	{70.7} 25,028	(20.5) 930 ^所
	建 設 業	(100.0) 61	(54.1) 33	<1.3> 74	{47.3} 35	(45.9) 28
	製 造 業	(100.0) 2,885	(80.2) 2,314	<5.5> 23,128	{71.7} 16,581	(19.8) 571
	卸売業、小売業	(100.0) 415	(76.9) 319	<3.2> 2,839	{60.3} 1,713	(23.1) 96
	金 融 ・ 保 険 業	(100.0) 255	(78.8) 201	<2.9> 2,226	{69.4} 1,545	(21.2) 54
	運 輸 ・ 通 信 業	(100.0) 146	(63.0) 92	<3.8> 641	{67.4} 432	(37.0) 54
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	(100.0) 44	(77.3) 34	<3.4> 184	{68.5} 126	(22.7) 10
	サ ー ビ ス 業	(100.0) 675	(84.9) 573	<6.5> 5,991	{72.6} 4,348	(15.1) 102
	そ の 他 の 産 業	(100.0) 48	(68.8) 33	<3.2> 330	{75.2} 248	(31.3) 15
事 業 所 規 模 女 子 労 働 者 数 区 分	500 人 以 上	(100.0) 1,136	(89.0) 1,011	<4.7> 18,242	{71.9} 13,119	(11.0) 125
	100～499人	(100.0) 2,612	(80.8) 2,111	<5.3> 15,564	{69.6} 10,826	(19.2) 501
	30～99人	(100.0) 781	(61.1) 477	<4.5> 1,607	{67.4} 1,083	(38.9) 304
	300 人 以 上	(100.0) 533	(96.2) 513	<4.4> 13,882	{74.3} 10,311	(3.8) 20
	100～299人	(100.0) 1,597	(89.9) 1,435	<5.5> 14,882	{69.2} 10,300	(10.1) 162
	50～99人	(100.0) 1,509	(76.5) 1,155	<4.9> 5,295	{67.1} 3,555	(23.5) 354
	50 人 未 満	(100.0) 890	(55.7) 496	<4.8> 13,54	{63.7} 862	(44.3) 394

注 「妊娠者数」欄の<>内は女子労働者数に対する妊娠者の割合

3 産前産後休業（第3表）

産前産後とも各42日（6週間）としている事業場が圧倒的に多く78.3%を占めている。労働基準法で規定された最低基準を上回る定めをしている事業場は21.5%で、その内訳は産前のみが上回るもの0.8%、産後のみ7.9%、産前・産後とも11.9%などとなっている。労働基準法を上回る定めをしている事業場の割合を産業別にみると、製造業（23.5%）及び金融・保険業（21.6%）が高く、電気・ガス・水道・熱供給業（9.1%）、建設業（11.5%）は低い。また、事業所規模別及び女子労働者数区分別でみると、いずれも規模が大きいほどその割合も高く、事業所規模500人以上では35.7%、女子労働者数区分300人以上では46.3%に達している。

第3表 産業、規模、女子労働者数区分別、産前産後の休業期間別事業場数

（所，%）

区 分		計	産前・産後 各 42日 （6週間）	産前産後通 算して84 日（12週間）	左 を 上 回 る				
					小 計	産前43 日以上 産 後 42日	産 前 42日 産後43 日以上	産前、 産後と も43 日以上	産前産 後通算 して85 日以上
業	計	(1000)4529	(78.3)3546	(0.2) 9	(21.5)974	(0.8)36	(7.9)359	(11.9)539	(0.9)40
	建 設 業	(100.0) 61	(88.5) 54		(11.5) 7		1	4	2
	製 造 業	(100.0)2885	(76.3)2200	(0.6) 6	(23.5)679	28	233	396	22
	卸売業、小売業	(100.0) 415	(81.4) 338		(18.6) 77	2	6	61	8
	金 融・保険業	(100.0) 255	(78.4) 200		(21.6) 55	2	39	11	3
	運 輸・通信業	(100.0) 146	(84.9) 124		(15.1) 22		10	12	
	電気・ガス・水道・熱供給業	(100.0) 44	(90.9) 40		(9.1) 4		1	3	
	サ ー ビ ス 業	(100.0) 675	(81.8) 552	(0.4) 3	(17.8)120	4	64	47	5
	その他の産業	(100.0) 48	(79.2) 38		(20.8) 10		5	5	
事業所規模	500人以上	(100.0)1136	(63.9) 726	(0.4) 5	(35.7)405	15	133	243	14
	100～499人	(100.0)2612	(81.6)2131	(0.1) 3	(18.3)478	21	190	243	24
	30～99人	(100.0) 781	(88.2) 689	(0.1) 1	(11.7) 91		36	53	2
女子労働者数区分	300人以上	(100.0) 533	(53.1) 283	(0.6) 3	(46.3)247	10	74	160	3
	100～299人	(100.0)1597	(76.6)1223	(0.2) 3	(23.2)371	16	144	198	13
	50～99人	(100.0)1509	(84.8)1280	(0.1) 1	(15.1)228	6	84	123	15
	50人未満	(100.0) 890	(85.4) 760	(0.2) 2	(14.4)128	4	57	58	9

4. 妊婦の通院休暇制度（第4表）

イ 制度の有無

「妊婦の通院休暇制度あり」（以下「あり」という。）の事業所の割合は26.6%である。これを産業別にみると、運輸通信業（32.2%）、製造業（28.9%）、サービス業（28.4%）が高く、金融保険業（9.4%）は低い。

事業所規模、女子労働者数区分別にみると、いずれも規模が大きいほど高い。

ロ 通院休暇の回数

「あり」の事業所の通院休暇の回数の内訳は「厚生省の示した基準」が60.3%「その他」38.7%となっている。これを産業別にみると「厚生省の示した基準」が高いのは、運輸・通信業（89.4%）、サービス業（76.6%）、建設業（73.3%）で、金融・保険業（41.7%）は低い。

事業所規模、女子労働者数区分別にみると、規模が小さいほど「厚生省の示した基準」の割合が高い。

ハ 利用状況

通院休暇制度の利用率は54.1%と過半数の妊婦が利用している。

産業別にみると、金融・保険業（78.0%）が最も高く、運輸・通信業（66.5%）、卸売業、小売業（64.8%）、サービス業（63.5%）が6割台となっている。

事業所規模、女子労働者数区分別にみると、制度導入率とは逆にいずれも規模が小さいほど利用率は高い傾向にある。

第4表 産業、規模、女子労働者数区分別、妊婦の通院休暇制度の有無、休暇の回数別事業場数及び利用状況

(所,%)

区 分	計	通院休暇 制度あり	通 院 休 暇 の 回 数			利 用 状 況		通院休暇 制度なし
			厚生省の示 した基準	そ の 他	不 明	妊娠者数	利用者数	
産 業	計	(100.0) 4,529	(26.6) (100.0) 1,205	(38.7) 466	(1.0) 12	人	(54.1) 人	(73.4) 3,324
	建 設 業	(100.0) 61	(24.6) (100.0) 15	(26.7) 4			(52.5) 105	(75.4) 46
	製 造 業	(100.0) 2,885	(28.9) (100.0) 834	(44.6) 372	(1.1) 9	8,278	(50.1) 4,150	(71.1) 2,051
	卸売業、小売業	(100.0) 415	(19.6) (100.0) 73	(32.9) 24	(1.4) 1	492	(64.8) 319	(82.4) 342
	金 融・保険業	(100.0) 255	(9.4) (100.0) 24	(54.2) 13	(4.2) 1	150	(78.0) 117	(90.6) 231
業	運 輸・通信業	(100.0) 146	(32.2) (100.0) 47	(10.6) 5		468	(66.5) 311	(67.8) 99
	電気・ガス・水道・熱供給業	(100.0) 44	(15.9) (100.0) 7	(28.6) 2		21	(9.5) 2	(84.1) 37
	サ ー ビ ス 業	(100.0) 675	(28.4) (100.0) 192	(22.9) 44	(0.5) 1	2,204	(63.5) 1,400	(71.6) 483
	その他の産業	(100.0) 48	(27.1) (100.0) 13	(15.4) 2		40	(12.5) 5	(72.9) 35
	500 人以上	(100.0) 1,136	(28.8) (100.0) 328	(52.4) 172	(1.8) 6	6,764	(47.9) 3,238	(71.1) 808
事業所規模	100～499人	(100.0) 2,612	(26.3) (100.0) 688	(35.9) 247	(0.9) 6	4,697	(62.4) 2,929	(73.7) 1,924
	30～99人	(100.0) 781	(24.2) (100.0) 189	(24.9) 47		392	(61.7) 242	(75.8) 592
	300 人以上	(100.0) 533	(37.5) (100.0) 200	(50.5) 101	(1.5) 3	5,377	(46.2) 2,485	(62.5) 333
	100～299人	(100.0) 1,597	(28.9) (100.0) 461	(39.3) 181	(0.4) 2	4,771	(59.6) 2,844	(71.1) 1,136
	50～99人	(100.0) 1,509	(23.1) (100.0) 348	(34.8) 121	(1.4) 5	1,362	(63.0) 858	(76.9) 1,161
女子労働者数区分	50 人未満	(100.0) 890	(22.0) (100.0) 196	(32.1) 63	(1.0) 2	343	(64.7) 222	(78.0) 694

5. 妊婦の通勤緩和措置（第5表）

イ 制度の有無

「妊婦の通勤緩和措置あり」（以下「あり」という。）の事業場の割合は10.4％、「妊婦の通勤緩和措置なし」（以下「なし」という。）の事業場の割合は89.6％である。

「あり」の事業場の割合を産業別にみると、運輸通信業（26.0％）が最も高く、製造業（6.9％）は最も低い。

事業所規模別及び女子労働者数区分別では、規模による差はあまりない。

ロ 措置の内容

「あり」の事業場のうち、勤務時間の短縮を行う事業場の割合は60.3％で、時間短縮の幅の内訳をみる「31～60分」が最も割合が高い。産業別にみると、どの産業も勤務時間の短縮を行なう事業場の割合が過半数を超えているが、特に運輸・通信業（76.3％）卸売業・小売業（71.7％）で高い。時間短縮する場合の短縮の幅は、金融保険業を除いていずれも31分以上が8～9割となっている。

事業所規模、女子労働者数区分別にみると、勤務時間の短縮を行う事業場の割合は、規模が大きいほど高い傾向にある。

ハ 利用状況

妊婦の通勤緩和措置の利用率は23.6％である。

これを産業別にみると、運輸・通信業（48.8％）が最も高く、以下金融・保険業、サービス業が2割台で建設業（1.8％）は著しく低い。

事業所規模別にみると、規模が小さいほどやや高くなっている。

第5表 産業、規模、女子労働者数区分別、妊婦の通勤緩和措置の有無、勤務時間の短縮の有無別事業場数

(所、%)

及び利用状況

区 分	計	通勤緩和 措置あり	勤 務 時 間 の 短 縮						利 用 状 況		通勤緩和 措置なし
			短 縮 す る			(時差出勤の み) 短縮しない	不 明	妊 娠 者 数	利 用 者 数		
			30分以内	31分～60分	61分以上						
										不 明	
産 業	計	(1000) 4529	(104) (1000) 470	(138) 65	(37.2) 175	(7.2) 34	(21) 10	(39.4) 185	(0.2) 1	人 (236) 人 3409 805	(896) 4059
	建 設 業	(1000) 61	(115) (1000) 7	(142) 1	(42.9) 3			(42.9) 3		56 (18)	(885) 54
	製 造 業	(1000) 2885	(69) (1000) 200	(125) 25	(32.5) 65	(5.5) 11	(1.5) 3	(47.5) 95	(0.5) 1	957 (18.7)	(931) 2685
	卸売業、小売業	(1000) 415	(145) (1000) 60	(133) 8	(38.3) 23	(1.50) 9	(5.0) 3	(28.3) 17		536 (19.6)	(855) 355
	金融・保険業	(1000) 255	(161) (1000) 41	(36.6) 15	(22.0) 9	(7.3) 3	(2.4) 1	(31.7) 13		406 (22.2)	(839) 214
業	運 輸・通信業	(1000) 146	(260) (1000) 38	(53) 2	(63.2) 24	(2.6) 1	(5.3) 2	(23.7) 9		443 (48.8)	(74.0) 108
	電気・ガス・水 道・熱供給業	(1000) 44	(159) (1000) 7		(57.1) 4			(42.9) 3		8 (12.5)	(84.1) 37
	サ ー ビ ス 業	(1000) 675	(164) (1000) 111	(10.8) 12	(39.6) 44	(9.0) 10	(0.9) 1	(39.6) 44		954 (22.2)	(83.6) 564
	その他の産業	(1000) 48	(125) (1000) 6	(33.3) 2	(50.0) 3			(10.7) 1		49 (2.0)	(87.5) 42
	500 人以上	(1000) 1136	(92) (1000) 105	(10.5) 11	(47.6) 50	(5.7) 6	(3.8) 4	(32.4) 34		1539 (23.1)	(90.8) 1031
事業所規模	100～499人	(1000) 2612	(107) (1000) 280	(11.1) 31	(37.5) 105	(8.2) 23	(1.8) 5	(41.4) 116		1691 (23.8)	(89.7) 2332
	30～99人	(1000) 781	(109) (1000) 85	(27.1) 23	(23.5) 20	(5.9) 5	(1.2) 1	(41.2) 35	(1.2) 1	179 (26.2)	(89.1) 696
	300 人以上	(1000) 533	(116) (1000) 62	(21.0) 13	(40.3) 25	(9.7) 6	(3.2) 2	(25.8) 16		1427 (13.9)	(88.4) 471
	100～299人	(1000) 1597	(115) (1000) 184	(7.1) 13	(43.5) 80	(7.1) 13	(1.6) 3	(40.8) 75		1402 (34.1)	(88.5) 1413
	50～99人	(1000) 1509	(92) (1000) 139	(15.1) 21	(35.3) 49	(7.9) 11	(2.9) 4	(38.1) 53	(0.7) 1	454 (20.7)	(90.8) 1370
区分	50 人未満	(1000) 890	(96) (1000) 85	(21.2) 18	(24.7) 21	(4.7) 4	(1.2) 1	(4.82) 41		126 (27.8)	(90.4) 805

6. 妊婦の時間外労働免除措置（第6表）

イ 措置の有無

「時間外労働免除措置あり」（以下「あり」という。）は36.5％、「時間外労働免除措置なし」（以下「なし」という。）は63.5％となっている。産業別にみると、「あり」の割合はサービス業（42.5％）及び卸売業、小売業（41.4％）が4割台で高く、電気・ガス・水道・熱供給業（18.2％）、金融・保険業（14.5％）は低い。

事業所規模でみると「あり」は500人以上の32.7％から30～99人の41.0％と規模が小さくなるほど割合が高くなるが、女子労働者数区分では規模による差はあまりない。

ロ 利用状況

「あり」のうち、措置の利用率は60.7％とかなり割合が高い。産業別にみると、電気・ガス・水道・熱供給業（100％）と建設業（91.8％）で非常に高く90％以上である。事業所規模別にみると、規模による差はあまりないが、女子労働者数区分では規模が小さいほど割合が高い。

第6表 産業、規模、女子労働者数区分別、妊婦の時間外労働免除措置の有無別事業場数及び利用状況（所、％）

区 分		計	時間外労働		時間外労働	
			免除措置 あ り	利 用 状 況		免除措置 な し
				妊娠者数	利用者数	
産 業	計	(100.0)4529	(365) 1652	11,264人	(60.7)6832人	(635)2877
	建 設 業	(100.0) 61	(295) 18	49	(91.8) 45	(70.5) 43
	製 造 業	(100.0)2885	(37.0) 1068	6,949	(59.6)4,144	(63.0)1817
	卸売業、小売業	(100.0) 415	(414) 172	1,317	(69.8) 919	(58.6) 243
	金 融・保険業	(100.0) 255	(145) 37	341	(51.3) 175	(85.5) 218
	運 輸・通信業	(100.0) 146	(342) 50	320	(57.8) 185	(65.8) 96
	電気・ガス・水道・熱供給業	(100.0) 44	(182) 8	23	(100.0) 23	(81.8) 36
	サ ー ビ ス 業	(100.0) 675	(425) 287	2,244	(58.9)1,322	(57.5) 388
	その他の産業	(100.0) 48	(250) 12	21	(90.5) 19	(75.0) 36
事業所規模	500 人以上	(100.0)1,136	(32.7) 372	5,559	(62.1)3,452	(67.3) 764
	100～499人	(100.0)2,612	(36.8) 960	5,054	(59.0)2,984	(63.2)1,652
	30～ 99人	(100.0) 781	(41.0) 320	651	(60.8) 391	(59.0) 461
女子労働者数区分	300 人以上	(100.0) 533	(35.1) 187	4,210	(58.2)2,452	(64.9) 346
	100～299人	(100.0)1,597	(36.8) 588	4,874	(56.2)2,738	(63.2)1,009
	50～ 99人	(100.0)1,509	(36.7) 554	1,701	(76.2)1,296	(63.3) 955
	50 人未満	(100.0) 890	(36.3) 323	479	(72.2) 346	(63.7) 567

7. 妊婦の休憩時間を増加させる措置（第7表）

イ 措置の有無

「休憩時間を増加させる措置あり」（以下「あり」という。）の割合は12.7％、「休憩時間を増加させる措置なし」（以下「なし」という。）は87.3％となっている。産業別にみると、「あり」は金融・保険業（4.3％）、建設業（9.8％）が低いほかは11～15％の間である。事業所規模別にみると、「あり」は事業所規模が小さいほど割合がやや高くなるが、女子労働者数区分別では規模による差はあまりない。

ロ 利用状況

措置の利用率は50.3％で半数の妊婦が利用している。産業別にみると、運輸・通信業（70.0％）が高く、他方金融・保険業（3.23％）は低い。事業所規模、女子労働者数区分別にみると、いずれも規模が小さいほど高くなる傾向にある。

第7表 産業、規模、女子労働者数区分別、妊婦の休憩時間を増加させる措置の有無別
事業場数及び利用状況

（所，％）

区 分		計	休憩時間を 増加する 措置あり		利 用 状 況		休憩時間を 増加する 措置なし
					妊娠者数	利用者数	
産 業	計	(100.0) 4529	(12.7) 576	人 4,595	人 (50.3) 2311	(87.3) 3,953	
	建 設 業	(100.0) 61	(98) 6	3	(333) 1	(90.2) 55	
	製 造 業	(100.0) 2885	(13.0) 374	3,483	(50.6) 1,762	(87.0) 2,511	
	卸売業，小売業	(100.0) 415	(14.5) 60	392	(58.7) 230	(85.5) 355	
	金 融・保険業	(100.0) 255	(43) 11	96	(32.3) 31	(95.7) 244	
	運 輸・通信業	(100.0) 146	(11.6) 17	80	(70.0) 56	(88.4) 129	
	電気・ガス・水道・熱供給業	(100.0) 44	(13.6) 6	1	(100.0) 1	(86.4) 38	
	サ ー ビ ス 業	(100.0) 675	(14.4) 97	532	(43.2) 230	(85.6) 578	
	その他の産業	(100.0) 48	(10.4) 5	8	(0.0)	(89.6) 43	
事業所規模	500 人 以 上	(100.0) 1136	(11.4) 129	2,711	(48.8) 1,322	(88.6) 1,007	
	100 ～ 499人	(100.0) 2612	(12.7) 333	1,721	(51.3) 883	(87.3) 2,279	
	30 ～ 99人	(100.0) 781	(14.6) 114	163	(65.0) 106	(85.4) 667	
女子労働者数区分	300 人 以 上	(100.0) 533	(12.6) 67	2248	(51.5) 1,157	(87.4) 466	
	100 ～ 299人	(100.0) 1,597	(12.7) 203	1,659	(47.9) 794	(87.3) 1,394	
	50 ～ 99人	(100.0) 1,509	(12.5) 189	552	(49.8) 275	(87.5) 1,320	
	50 人 未 満	(100.0) 890	(13.1) 117	136	(62.5) 85	(86.9) 773	

8 妊婦の深夜業免除措置（第8表）

イ 深夜業従事者の有無

「女子の深夜業従事者あり」（以下「従事者あり」という。）の事業場の割合は13.8％である。これを産業別にみると、サービス業（60.9％）が特に高く、次いで運輸・通信業（24.0％）が高いが他の産業は10％未満である。

ロ 措置の有無

「従事者あり」の事業場のうち「妊婦の深夜業免除措置あり」（以下「あり」という。）は60.8％である。これを産業別にみると、金融・保険業（83.3％）、卸売業、小売業（73.3％）が高いが、低いサービス業（58.6％）でも6割近い。事業所規模、女子労働者数区分別にみるといずれも措置「あり」の割合は規模が小さいほど高い。

ハ 利用状況

措置の利用率は57.0％とかなり高い。これを産業別にみると、建設業（100％）が特に高く、次いでサービス業（64.2％）が高い。他方、金融・保険業（31.3％）、卸売業、小売業（0％）は低い。事業所規模、女子労働者数区分別にみるといずれも利用率は規模が小さいほど高い。

第8表 産業、規模、女子労働者数区分別、妊婦の深夜業免除措置の有無別事業場数及び利用状況（所、％）

区 分		計	女子の深夜業従事者あり					女子の深夜業従事者なし
			妊婦の深夜業免除措置あり	利 用 状 況		妊婦の深夜業免除措置なし		
				妊娠者数	利用者数			
産 業	業	(100.0) 4529	(138) (100.0)627	(60.8)381	人 3,726	(57.3) (100.0)2,123	(86.2) (93.4)3,902	
	建 設 業	(100.0) 61	(6.6) (100.0)4	(25.0)1	14	(100.0)14	(75.0)3	
	製 造 業	(100.0) 2885	(5.1) (100.0)146	(66.4)97	805	(42.4) (33.5)341	(94.9) (27.3)49	
	卸売業，小売業	(100.0) 415	(3.6) (100.0)15	(7.33)11	49	(0.0) (2.67)0	(96.4) (4.00)4	
	金 融・保険業	(100.0) 255	(2.4) (100.0)6	(8.33)5	32	(31.3) (16.7)10	(97.6) (1.67)1	
	運 輸・通信業	(100.0) 146	(24.0) (100.0)35	(68.6)24	332	(47.6) (31.4)158	(76.0) (11.1)11	
	電気・ガス・水道・熱供給業	(100.0) 44					(100.0) 44	
	サー ビ ス 業	(100.0) 675	(60.9) (100.0)411	(58.6)241	2,486	(64.2) (41.4)1,597	(39.1) (79.2)170	
	その他の産業	(100.0) 48	(20.8) (100.0)10	(20.0)2	8	(37.5) (80.0)3	(79.2) (8.00)8	
	事業所規模	500人以上	(100.0) 1,136	(9.0) (100.0)102	(58.8)60	1,348	(47.2) (61.6)636	(91.0) (84.4)42
100～499人		(100.0) 2,612	(15.6) (100.0)408	(58.6)239	2,154	(61.6) (41.4)1,326	(84.4) (16.9)169	
30～99人		(100.0) 781	(15.0) (100.0)117	(70.1)82	224	(71.9) (29.9)161	(85.0) (35.0)35	
女子労働者数区分	300人以上	(100.0) 533	(14.6) (100.0)78	(50.0)39	1,185	(49.6) (50.0)588	(85.4) (39.0)39	
	100～299人	(100.0) 1,597	(17.2) (100.0)274	(59.9)164	1,932	(56.8) (40.1)1,098	(82.8) (110.0)110	
	50～99人	(100.0) 1,509	(14.4) (100.0)217	(61.3)133	547	(71.5) (38.7)391	(85.6) (84.0)84	
	50人未満	(100.0) 890	(6.5) (100.0)58	(77.6)45	62	(74.2) (22.4)46	(93.5) (13.0)13	

9. 妊婦の交替制勤務免除措置（第9表）

イ 交替制勤務従事者の有無

「女子の交替制勤務従事者あり」（以下「交替制あり」という。）事業場の割合は、27.2％である。これを産業別にみると、サービス業（65.3％）、運輸・通信業（40.4％）が特に高く、次いで製造業（21.3％）、建設業（19.7％）、卸売業、小売業（16.9％）となっている。

事業所規模別にみると100～499人が29.0％で最も高く、女子労働者数区分別では規模が大きいほど高い。

ロ 措置の有無

「交替制あり」の事業場のうち、「妊婦の交替制勤務免除措置あり」（以下「あり」という。）は42.6％である。これを産業別にみると、運輸・通信業（59.0％）が高く、他の産業は3～4割台である。事業所規模別にみると規模による差はあまりないが、女子労働者数区分別では規模が小さいほど高くなる傾向にある。

ハ 利用状況

措置の利用率は50.7％と半数が利用している。金融・保険業（69.0％）、サービス業（57.8％）が高い。他の産業でも4割～5割台となっている。事業所規模、女子労働者数区分別にみると、いずれも規模が小さいほど高い。

第9表 産業、規模、女子労働者数区分別、妊婦の交替制勤務免除措置の有無別事業場数及び利用状況

(所、%)

区 分	計	妊婦の交替 制勤務免除 措置あり	利 用 状 況		妊婦の交替 制勤務免除 措置なし	女 子 の 交替制勤務 なし
			妊 婦 者 数	利 用 者 数		
				人		
産 業	計	(1000) 4529	{ 272 (1000)	1233	(426) 525	(507) 2318 (728) 3296
	建 設 業	(1000) 61	{ 197 (1000)	12	(333) 4	(400) 6 (803) 49
	製 造 業	(1000) 2885	{ 213 (1000)	615	(418) 257	(442) 886 (787) 2270
	卸売業、小売業	(1000) 415	{ 169 (1000)	70	(386) 27	(403) 77 (831) 345
	金 融・保険業	(1000) 255	{ 86 (1000)	22	(318) 7	(690) 20 (914) 233
	運 輸・通信業	(1000) 146	{ 404 (1000)	59	(590) 35	(530) 217 (596) 87
業	電気・ガス・水 道・熱供給業	(1000) 44				(1000) 44
	サ ー ビ ス 業	(1000) 675	{ 653 (1000)	441	(435) 192	(578) 1109 (347) 234
	その他の産業	(1000) 48	{ 292 (1000)	14	(214) 3	(375) 3 (708) 34
	500 人 以 上	(1000) 1136	{ 234 (1000)	266	(432) 115	(428) 881 (766) 870
	100～499 人	(1000) 2612	{ 290 (1000)	757	(416) 315	(557) 1277 (710) 1855
	30～99 人	(1000) 781	{ 269 (1000)	210	(452) 95	(731) 160 (731) 571
	300 人 以 上	(1000) 533	{ 330 (1000)	176	(330) 58	(320) 480 (670) 357
	100～299 人	(1000) 1597	{ 321 (1000)	512	(432) 221	(577) 1366 (679) 1085
	50～99 人	(1000) 1509	{ 259 (1000)	388	(454) 176	(671) 394 (743) 1121
	50 人 未 満	(1000) 890	{ 176 (1000)	157	(446) 70	(667) 78 (824) 733

10 妊婦障害休暇制度（第10表）

イ 制度の有無

「妊娠障害休暇制度あり」（以下「あり」という。）の事業場の割合は、22.5％である。これを産業別にみると、サービス業（25.8％）、運輸・通信業（25.3％）が高く、電気・ガス・水道・熱供給業（9.1％）、金融・保険業（4.3％）は低い。事業所規模、女子労働者数区分別でみると、いずれも規模が大きいほど高い。

ロ 休暇日数

「あり」の事業場についての休暇日数の内訳をみると、「必要日数」が48.2％と最も高く、次に「8日～14日」が34.5％となっている。これを産業別にみると、製造業では「8日～14日」が43.2％で最も割合が高いが、他の産業は「必要日数」の割合が高い。事業所規模、女子労働者数区分別にみると、いずれの区分でみても「8日～14日」及び「必要日数」の割合が高く、また、「8日～14日」の割合は規模が大きいほど高く、「必要日数」の割合は逆に規模が小さいほど高くなる傾向がある。

ハ 利用状況

制度の利用率は28.2％となっている。これを産業別にみると、電気・ガス・水道・熱供給業（66.7％）、運輸・通信業（40.5％）が高い。事業所規模、女子労働者数区分別でみると、いずれも規模が小さいほど高くなる傾向にある。

第10表 産業，規模，女子労働者数区分，妊娠障害休暇制度の有無，休暇日数別事業場数及び利用状況

(所，%)

区 分	計	妊娠障害 休暇 制度あり	休 暇 日 数					利 用 状 況		妊娠障害 休暇 制度なし	
								妊産者数	利用者数		
			7日以内	8日～14日	15日～21日	22日以上	必要日数				
産	計	(100.0) 4,529	(225) (100.0) 1,019	(120) 122	(34.5) 352	(38) 39	(1.5) 15	(482) 491	人 1,0235	(282) 人 2,882	(77.5) 3,510
	建設業	(100.0) 61	(164) (100.0) 10	(100) 1	(30.0) 3	(10.0) 1		(500) 5	152	(289) 44	(83.6) 51
	製造業	(100.0) 2,885	(234) (100.0) 676	(110) 78	(43.2) 292	(4.9) 33	(0.7) 5	(396) 268	6,450	(27.6) 1,780	(76.6) 2,209
	卸売業、小売業	(100.0) 415	(241) (100.0) 100	(110) 11	(290) 29	(30) 3	(20) 2	(550) 55	899	(331) 289	(75.9) 315
	金融・保険業	(100.0) 255	(43) (100.0) 11		(9.1) 1		(18.2) 2	(72.7) 8	95	(21.1) 20	(95.7) 244
業	運輸・通信業	(100.0) 146	(25.3) (100.0) 37	(15.4) 2	(8.1) 3		(5.4) 2	(81.1) 30	264	(40.5) 107	(74.7) 109
	電気・ガス・水道・熱供給業	(100.0) 44	(9.1) (100.0) 4	(25.0) 1				(7.50) 3	3	(66.7) 2	(90.9) 40
	サービス業	(100.0) 675	(25.8) (100.0) 174	(18.7) 29	(11.5) 20	(0.6) 1	(2.3) 4	(690) 120	2,340	(27.4) 640	(74.2) 501
	その他の産業	(100.0) 48	(14.6) (100.0) 7		(57.1) 4	(14.3) 1		(2.86) 2	32		(85.4) 41
	500人以上	(100.0) 1,136	(22.4) (100.0) 255	(14.9) 38	(49.8) 127	(5.1) 13	(2.4) 6	(27.8) 71	5,188	(29.3) 1,520	(77.6) 881
事業所規模	100～499人	(100.0) 2,612	(22.9) (100.0) 598	(11.2) 67	(31.9) 191	(4.2) 25	(1.3) 8	(51.3) 307	4,730	(26.2) 1,237	(77.1) 2,014
	30～99人	(100.0) 781	(21.3) (100.0) 166	(10.2) 17	(20.5) 34	(0.6) 1	(0.6) 1	(68.1) 113	317	(39.4) 125	(78.7) 615
	300人以上	(100.0) 533	(32.3) (100.0) 172	(12.8) 22	(50.6) 87	(7.0) 12	(1.7) 3	(27.9) 48	4,512	(27.8) 1,253	(67.7) 361
	100～299人	(100.0) 1,597	(24.4) (100.0) 389	(11.6) 45	(38.8) 151	(5.4) 21	(1.5) 6	(42.9) 166	4,335	(29.3) 6,239	(75.6) 1,208
	50～99人	(100.0) 1,509	(20.4) (100.0) 308	(9.7) 30	(25.6) 79	(1.3) 4	(1.3) 4	(62.0) 191	12,56	(24.2) 304	(77.6) 1,201
女子労働者数区分	50人未満	(100.0) 890	(16.9) (100.0) 150	(16.7) 25	(23.3) 35	(1.3) 2	(1.3) 2	(53.7) 86	232	(37.1) 86	(87.1) 740

11 立ち作業等の業務の有無（第11表）

第11表に掲げる業務について、その業務がある事業所の割合をみると「労働時間の約半分以上が立ち作業又は下肢作業を必要とする業務」（以下「立ち作業」という。）が59.9%で最も高く、次いで「深夜勤、交替制勤務を伴う業務」（以下「深夜勤業務」という。）が13.8%、「任意に作業を中断することができない業務」（以下「作業中断不可能業務」という。）が9.5%となっている。これに対し、「著しく精神的、神経の緊張を要する業務」（以下「精神的労働」という。）は5.2%、「運搬・けん引・持ち上げその他相当の筋肉的労働を必要とする業務」（以下「筋肉的労働」という。）は3.9%、「身体の動揺、振動又は衝撃を伴う業務」（以下「振動業務」という。）は2.7%と低い。また、これらの業務が1つ以上ある事業場の割合は71.8%となっている。産業別にみると、これらの業務が1つ以上ある事業場の割合は、サービス業（84.6%）が最も高く、次いで卸売業、小売業（75.4%）、製造業（75.0%）、運輸・通信業（70.5%）が7割台である。他方、電気・ガス・水道・熱供給業（13.6%）、金融・保険業（12.5%）は極めて低い。各産業とも「立ち作業」のある事業場の割合が最も高いが、なかでも卸売業、小売業（73.3%）が最も高く、次いで製造業（64.9%）、サービス業（62.7%）が高い。この他「精神的労働」についてはサービス業（11.4%）が高く、他の産業はいずれも5%未満である。「作業中断不可能業務」については製造業（12.7%）、「筋肉的労働」については建設業（9.8%）が高く、他の産業はいずれも5%未満である。「振動業務」では運輸・通信業（15.1%）が高く、他の産業はいずれも4%未満である。「深夜勤業務」についてはサービス業（45.6%）、運輸・通信業（23.3%）が高く、他の産業は製造業（8.6%）を除いて4%未満である。女子労働者数区分別では、「深夜勤業務」について、規模が大きいほど高いことを除いて、規模による顕著な差はない。

第11表 産業別、女子労働者数区分別業務の種類別事業場数 (M.A.)

(所, %)

区 分	計	(1)~(6)の業 務が1つ以 上ある事業 場 (小 計)	業 務 の 種 類						(7) (1)~(6)の 業務以外の 業 務
			(1)労働時間 の半分以上 が作業、 下肢作業の 業務	(2)著しく精 神的、神経 的緊張を要 する業務	(3)任意に作 業を中断す ることがで きない業務	(4)運搬、け ん引、持ち 上げ等のあ る 業務	(5)体の動揺 振動、衝撃 を伴う業務	(6)深夜勤、 交替制勤務 を伴う業務	
産 業	計	(1000) 4529	(599) 2712	(52)235	(95)428	(39)178	(27)124	(138)625	(282)1278
	建 設 業	(1000) 61	(262) 16	(49) 3	(33) 2	(98) 6		(33) 2	(557) 34
	製 造 業	(1000) 2885	(649) 1873	(43)123	(127)367	(46)133	(31) 89	(86)249	(250) 720
	卸売業, 小売業	(1000) 415	(733) 304	(34) 14	(46) 19	(19) 8	(22) 9	(29) 12	(246) 102
	金 融・保険業	(1000) 255	(63) 16	(47) 12	(12) 3			(12) 3	(875) 223
業	運 輸・通信業	(1000) 146	(342) 50	(21) 3	(48) 7	(14) 2	(151) 22	(233) 34	(295) 43
	電気・ガス・水 道・熱供給業	(1000) 44	(68) 3	(23) 1	(45) 2				(864) 38
	サ ー ビ ス 業	(1000) 675	(627) 423	(114) 77	(36) 24	(40) 27	(04) 3	(456)308	(154) 104
	その他の産業	(1000) 48	(563) 27	(42) 2	(83) 4	(42) 2	(20) 1	(354) 17	(292) 14
	300 人 以 上	(1000) 533	(589) 314	(64) 24	(105) 56	(26) 14	(23) 12	(214)114	(253) 135
女子労働者数区分	100~299人	(1000) 1597	(640) 1022	(66)106	(108)173	(38) 60	(31) 49	(185)295	(227) 362
	50~ 99人	(1000) 1509	(598) 903	(44) 67	(92)139	(48) 73	(27) 40	(115)173	(288) 434
	50 人 未 満	(1000) 890	(531) 473	(31) 28	(67) 60	(35) 31	(26) 23	(48) 43	(390) 347

1.2 業務の種類別、妊娠者に対する業務軽減の措置状況（第12表）

妊娠者のうち他の軽易な業務へ転換した者（以下「軽易業務転換者」という。）又は勤務時間の変更、勤務の軽減等の措置を行った者（以下「勤務軽減等措置者」という。）の割合は22.4%である。これを業務の種類別にみると「振動業務」（47.3%）が最も高く、「深夜勤業務」（42.0%）、「筋肉的労働」（40.5%）では4割台、「作業中断不可能業務」（39.6%）、「立ち作業」（37.8%）が3割台、「精神的労働」（22.2%）は2割台となっている。「その他」の業務は10.8%である。

「軽易業務転換者」の割合は8.8%である。これを業務の種類別にみると、「振動業務」（39.6%）、「筋肉的労働」（35.3%）が特に高く、「精神的労働」（5.9%）、「その他」（2.3%）は低い。

「勤務軽減等措置者」の割合は13.5%である。これを業務の種類別にみると、「深夜勤業務等」（37.5%）が特に高く、また、「振動業務」（7.7%）「筋肉的労働」（5.2%）は、「その他」（8.6%）より低くなっている。

第12表 業務の種類別、妊娠者に対する業務軽減の措置状況

（人，％）

業務軽減の措置 業務の種類	計	業務軽減を行った者			業務軽減を行わなかった者
		（計）	他の軽易な業務へ転換した者	勤務時間の変更、勤務の軽減等の措置を行った者	
計	(100.0) 35413	(22.4) 7920	(8.8) 3130	(13.5) 4790	(77.6) 27493
労働時間の約半分以下 (1)上が立ち作業又は下肢作業	(100.0) 8272	(37.8) 3124	(22.1) 1832	(15.6) 1292	(62.2) 5148
(2)著しく精神的、又は神経的緊張	(100.0) 598	(22.2) 133	(5.9) 35	(16.4) 98	(77.8) 465
(3)任意に作業中断不可能	(100.0) 1618	(39.6) 641	(25.5) 412	(14.2) 229	(60.4) 977
(4)相当の筋肉的労働	(100.0) 116	(40.5) 47	(35.3) 41	(5.2) 6	(59.5) 69
(5)身体の動揺、衝撃	(100.0) 452	(47.3) 214	(39.6) 179	(7.7) 35	(52.7) 238
(6)深夜勤又は交代制勤務	(100.0) 3609	(42.0) 1517	(4.5) 164	(37.5) 1353	(58.0) 2092
(7)その他	(100.0) 20748	(10.8) 2244	(2.3) 467	(8.6) 1777	(89.2) 18504

13 妊娠中異常のあった者の割合（第13表）

イ 産業別

妊娠中異常のあった者の割合は全体で8.4%（2,972人）である。

これを産業別にみると、運輸・通信業（16.4%、105人）が最も高く、次いでサービス業（12.7%、762人）、建設業（12.2%、9人）となっており、金融・保険業（4.5%、99人）電気・ガス・水道・熱供給業（3.8%、7人）は低い。

業務軽減措置の有無との関連では、運輸・通信業を除いて各産業とも妊娠中の異常率は軽易業務転換者が最も高く、次いで勤務軽減等措置者、勤務軽減を行わなかった者の順となっている。

ロ 業務の種類別

妊娠中異常のあった者の割合を業務の種類別にみると、「振動業務」（15.0%、68人）が最も高く、次いで「深夜勤業務」（13.7%、494人）、「精神的労働」（13.2%、79人）の順となっている。

業務軽減措置の有無との関連では、「立ち作業」と「振動業務」については、業務軽減を行った者の方が行わなかった者より高い異常率となっているが、他の業務についてはいずれも業務軽減を行わなかった者の方が高い。

第 1 3 表 産業別，業務の種類別，業務軽減の有無別，妊娠中異常のあった者の割合

(人，%)

区 分		業務軽減措置 の有無	計	業 務 軽 減 あ り			業 務 軽 減 な し
				小 計	他の輕易な 業務へ転換 した者	勤務時間の 変更，勤務 の軽減等の 措置を行った者	
産 業	計		(2972) 8.4	(992) 12.5	(408) 13.0	(584) 12.2	(1,980) 7.2
	建 設 業		(9) 12.2	(0) 0	-	(0) 0	(9) 13.2
	製 造 業		(1626) 7.0	(482) 10.1	(265) 10.8	(217) 9.4	(1,144) 6.2
	卸 売 業，小 売 業		(292) 10.3	(107) 14.8	(68) 18.8	(39) 10.8	(185) 8.7
	金 融・保 險 業		(99) 4.5	(16) 10.5	(4) 21.1	(12) 9.0	(83) 4.0
	運 輸・通 信 業		(105) 16.4	(63) 17.8	(32) 39.0	(31) 11.4	(42) 14.6
	電気・ガス・水道・ 熱 供 給 業		(7) 3.8	-	-	-	(7) 3.8
	サ ー ビ ス 業		(762) 12.2	(320) 16.9	(39) 19.0	(281) 16.6	(442) 10.8
	そ の 他 の 産 業		(72) 21.8	(4) 12.5	(0) 0	(4) 16.7	(68) 22.8
業 務 の 種 類	労働時間の約分以 (1)上が立作業又は下 肢 作 業		(853) 10.3	(436) 14.0	(247) 13.5	(189) 14.6	(417) 8.1
	(2)著しく精神的又は 神 経 的 緊 張		(79) 13.2	(15) 11.3	(7) 20.0	(8) 8.2	(64) 13.8
	(3)任意に作業中断 不 可 能		(176) 10.9	(55) 8.6	(34) 8.3	(21) 9.2	(121) 12.4
	(4)相当の筋肉的労働		(13) 11.2	(3) 6.4	(1) 2.4	(2) 33.3	(10) 14.5
	(5)身 体 の 動 揺， 振 動，衝 撃		(68) 15.0	(53) 24.8	(44) 24.6	(9) 25.7	(15) 6.3
	(6)深 夜 勤， 交 替 制 勤 務		(494) 13.7	(202) 13.3	(23) 14.0	(179) 13.2	(292) 14.0
	(7)そ の 他 の 業 務		(1289) 6.2	(228) 7.8	(52) 11.1	(176) 9.9	(1,061) 5.7

(注) 妊娠中に業務軽減を行った者（又は行わなかった者）に対する異常のあった者の割合。

() 内は実数を示す。

14. 分娩時異常のあった者の割合（第14表）

イ 産 業 別

分娩時異常のあった者の割合は全体で3.7%（944人）である。

これを産業別にみると、運輸・通信業（7.9%、34人）が最も高く、次いで建設業（5.4%、2人）が高い。

業務軽減措置の有無との関連では、全体では、業務軽減ありの方が業務軽減をしない場合よりやや高くなっているが、卸売業、小売業、金融・保険業、運輸・通信業においては、業務軽減を行わなかった者の方が高い。

ロ 業務の種類別

業務の種類別に分娩時異常のあった者の割合をみると、「筋肉的労働」（11.7%、9人）が最も高く、次いで「振動業務」（10.3%、31人）が高いが、他の業務は3～4%台である。

業務軽減措置の有無との関連では、「立ち作業」を除いて業務軽減なしの場合の方が異常の割合が高い。

第14表 産業別、業務の種類別、業務軽減の有無別、分娩時異常のあった者の割合

（人、%）

業務軽減措置の有無 区 分		計	業 務 軽 減 あ り						業 務 軽 減 な し		
			小 計		他の輕易な 業務へ転換 し た 者		勤務時間の変 更、勤務の軽 減等の措置を 行った者				
産 業 別	計	(944)	3.7	(243)	4.1	(100)	4.3	(143)	4.0	(701)	3.6
	建設業	(2)	5.4	(0)	0		-	(0)	0	(2)	6.3
	製造業	(600)	3.6	(134)	3.7	(85)	4.7	(49)	2.8	(466)	3.5
	卸売業、小売業	(80)	4.7	(20)	4.4	(4)	1.6	(16)	7.9	(60)	4.7
	金融・保険業	(45)	2.9	(3)	2.7	(2)	12.5	(1)	1.0	(42)	2.9
	運輸・通信業	(34)	7.9	(13)	5.2	(3)	5.6	(10)	5.2	(21)	11.4
	電気・ガス・水道・熱供給業	(4)	3.2		-		-		-	(4)	3.2
	サービス業	(172)	3.9	(71)	4.9	(6)	3.8	(65)	5.0	(101)	3.5
その他の産業	(7)	2.8	(2)	10.5	(0)	0	(2)	15.4	(5)	2.2	
業 務 種 類 別	(1)労働時間の約半分以上 が立ち作業又は下肢作業	(288)	4.9	(127)	5.5	(56)	4.0	(71)	7.7	(161)	4.5
	(2)著しく精神的又は神経 的緊張	(20)	4.7	(4)	3.3	(2)	6.5	(2)	2.2	(16)	5.3
	(3)任意に作業中断不可能	(47)	3.9	(17)	3.5	(10)	3.1	(7)	4.1	(30)	4.2
	(4)相当の筋肉的労働	(9)	11.7	(3)	9.4	(0)	0	(3)	50.0	(6)	13.3
	(5)身体の動揺、振動、衝撃	(31)	10.3	(14)	9.4	(11)	8.7	(3)	13.0	(17)	11.3
	(6)深夜勤、交替制勤務	(104)	4.0	(39)	2.5	(6)	5.0	(33)	3.2	(65)	4.5
	(7)その他の業務	(445)	3.0	(39)	2.4	(15)	5.1	(24)	1.8	(406)	3.1

(注) 妊娠中に業務軽減を行った者（又は行わなかった者）に対する異常のあった者の割合。
（ ）内は実数を示す。

15 勤務時間の変更、勤務の軽減等の内容（第15表）

イ 産業別

妊娠者の勤務時間の変更、勤務の軽減等の措置の内容については、「残業の免除」が62.6%で最も多く、次いで「交替制勤務又は深夜業の免除又は回数の減」（以下「深夜業の免除等」という。）の割合が32.6%が多い。

これを産業別にみると、建設業、製造業、卸売業、小売業、金融・保険業では「残業の免除」を行った事業場が最も多く7割前後になっているが、運輸・通信業（50.0%）及びサービス業（68.9%）では「深夜業の免除等」が最も多い。

ロ 業務の種類別

業務の種類別にみると、「立ち作業」については「残業の免除」を行った事業場の割合が最も多く64.1%、これに「深夜業の免除等」（33.2%）及び「始業又は終業時刻の変更」（以下「始業時刻の変更等」という。）（20.3%）が続いている。「精神的労働」については「深夜業の免除等」（61.5%）が最も多く、次いで「残業の免除」（53.8%）が多く、「特別の休憩時間又は補食時間の付与」（以下「休憩時間付与」という。）も38.5%となっている。さらに、「作業中断不可能業務」では「残業の免除」が60.6%で「休憩時間付与」及び「始業時刻の変更等」も多い。また、「深夜勤業務」については、「深夜業の免除等」が84.6%と著しく高くなっている。

第15表 産業別、業務の種類別、妊婦に対する勤務時間の変更等の措置の内容(M.A.)

(所, %)

区 分	勤務時間の変更、勤務の軽減等の措置を行っている事業場(計)	始業又は終業時刻の変更			特別の休憩時間又は補食時間の付与	残業の免除	交替制勤務、深夜業の免除又は回数の減	その他	不明
		小 計	a 時間短縮を伴うもの	b 時間短縮を伴わないもの					
産 業	計	(186) 144	104	40	(146) 113	(626) 485	(326) 253	(72) 56	(31) 24
	建設業	(500) 4	1	1	(250) 1	(750) 3	-		
	製造業	(145) 57	43	14	(186) 73	(705) 275	(138) 54	(99) 39	(38) 15
	卸売業、小売業	(298) 20	14	6	(179) 12	(687) 46	(75) 5	(30) 2	(15) 1
	金融・保険業	(350) 7	5	2	(200) 4	(700) 14	(100) 2	(50) 1	
	運輸・通信業	(353) 12	8	4	(29) 1	(412) 14	(500) 17	(59) 2	(59) 2
	電気・ガス・水道・熱供給業								
業 務 の 種 類	サ ー ビ ス 業	(183) 46	33	13	(88) 22	(510) 128	(689) 173	(44) 11	(24) 6
	その他の産業	-				(714) 5	(286) 2	(43) 1	
	(1)労働時間の約半分以上が立ち作業又は下服作業	(203) 52	37	15	(137) 35	(641) 164	(332) 85	(86) 22	(23) 6
	(2)著しく精神的又は神経的緊張	(77) 1	1	0	(385) 5	(538) 7	(615) 8		(77) 1
	(3)任意に作業中断不可能	(212) 7	6	1	(333) 11	(606) 20	(152) 5	(30) 1	
	(4)相当の筋肉の労働	(0) 0	0	0	(0) 0	(333) 1	(667) 2		
	(5)身体の動揺、振動、衝撃	(125) 1	1	0	(0) 0	(750) 6		(250) 2	
	(6)深夜勤又は交替制勤務	(117) 19	11	8	(68) 11	(414) 67	(846) 137	(31) 5	(31) 5
	(7)その他の	(213) 64	48	16	(169) 51	(731) 220	(53) 16	(86) 26	(40) 12

16. 貧血対策

イ 健康診断（第16表-1）

貧血関係健康診断を実施している事業場は25.9%でほぼ4分の1となっている。産業別にみると、製造業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業等が27%前後で比較的实施率が高いが、運輸・通信業、建設業等では低い。また、女子労働者数区分別では、規模が大きくなるほど実施率も高く、300人以上の事業場では40%に達している。

女子の貧血関係健康診断受診者数は約16万人で、集計対象事業場の女子労働者総数の約22%にあたる。同じく男子については約27万人、約18%となっている。

貧血関係健康診断の結果、治療を要する程度の異常のあった者の割合は、女子については4.5%、男子は1.1%となっている。

女子の異常者数の割合について産業別にみると、金融・保険業が8.1%と高いが、他の産業では5%台以下となっている。

第16表-1 産業、女子労働者区分別、男女別、貧血関係健康診断の有無別
事業場数及び受診者数、異常者数

(所,%)

区 分		計	あ り	女 子		男 子		な し
				受診者数	異常者数	受診者数	異常者数	
産 業	計	(1000) 4259	(359) 1,171	人 156708	(4.5) 人 7035	人 267429	(1.1) 人 2810	(74.1) 3358
	建 設 業	(1000) 61	(164) 10	384	(55) 21	1634	(06) 10	(836) 51
	製 造 業	(1000) 2885	(270) 778	101880	(43) 4411	223851	(09) 2078	(730) 2107
	卸売業，小売業	(1000) 415	(246) 102	21738	(33) 716	11796	(08) 100	(754) 313
	金 融・保険業	(1000) 255	(239) 61	12099	(8.1) 976	9941	(07) 72	(76.1) 194
	運 輸・通信業	(1000) 146	(15.1) 22	2111	(37) 79	6167	(43) 268	(849) 124
	電気・ガス・水道・熱供給業	(1000) 44	(273) 12	827	(19) 16	3274	(19) 63	(72.7) 32
	サ ー ビ ス 業	(1000) 675	(26.7) 180	17350	(4.6) 800	8404	(23) 193	(73.3) 495
	その他の産業	(1000) 48	(12.5) 6	319	(5.0) 16	2362	(1.1) 26	(87.5) 42
	女子労働者数区分	300 人 以 上	(1000) 533	(40.0) 213	76038	(4.3) 3294	126824	(0.7) 868
100～299 人		(1000) 1597	(29.6) 472	57825	(4.5) 2627	91056	(14) 1313	(70.4) 1125
50～ 99 人		(1000) 1509	(21.0) 317	18275	(4.7) 855	33160	(13) 435	(79.0) 1192
50 人 未 満		(1000) 890	(19.0) 169	4570	(5.7) 259	16389	(1.2) 194	(81.0) 721

ロ その他（第16表-2）

健康診断以外の貧血防止対策を実施している事業場の割合は31%であるが、電気・ガス・水道・熱供給業では38.6%と高い実施率を示している。女子労働者数区分でみると、規模が大きくなるほど実施率も高く300人以上で52%となっている。

貧血防止対策の内容は、母性保護上の保健指導を行っている事業場が貧血防止対策を行っている事業場の54.2%、栄養指導を行っている事業場が同じく59.3%となっている。

第16表-2 産業、女子労働者数区分別、健康診断以外の貧血防止対策別事業場数

（所，％）

区 分		計	貧血防止対策あり（計＝100，M.A.）				貧血防 止対策 な し
			計	保健指導 （母性保護上）	栄養指導	その他	
産 業	計	(100.0) 4,529	(31.0) (100.0)1,403	(54.2)760	(59.3)832	(24.2)340	(69.0) 3,126
	建 設 業	(100.0) 61	(19.7) (100.0) 12	(16.7) 2	(25.0) 3	(58.3) 7	(80.3) 49
	製 造 業	(100.0) 2,885	(33.5) (100.0) 967	(53.3) 515	(59.5)575	(23.9) 231	(66.5) 1,918
	卸売業，小売業	(100.0) 415	(28.4) (100.0) 118	(55.1) 65	(59.3) 70	(22.0) 26	(71.6) 297
	金 融・保険業	(100.0) 255	(31.0) (100.0) 79	(53.2) 42	(53.2) 42	(36.7) 29	(69.0) 176
	運 輸・通信業	(100.0) 146	(19.2) (100.0) 28	(50.0) 14	(71.4) 20	(21.4) 6	(80.8) 118
	電気・ガス・水道・熱供給業	(100.0) 44	(38.6) (100.0) 17	(52.9) 9	(70.6) 12	(11.8) 2	(61.4) 27
	サ ー ビ ス 業	(100.0) 675	(24.6) (100.0) 166	(62.0) 103	(62.7)104	(21.7) 36	(75.4) 509
	その他の産業	(100.0) 48	(33.3) (100.0) 16	(62.5) 10	(37.5) 6	(18.8) 3	(66.7) 32
女子労働者数区分	300人以上	(100.0) 533	(52.0) (100.0) 277	(61.4) 170	(72.2)200	(22.4) 62	(48.0) 256
	100～299人	(100.0) 1,597	(35.7) (100.0) 570	(54.7) 312	(63.2)360	(22.5) 128	(64.3) 1,027
	50～99人	(100.0) 1,509	(24.2) (100.0) 365	(51.8) 189	(52.9)193	(23.8) 87	(75.8) 1,144
	50人未満	(100.0) 890	(21.5) (100.0) 191	(46.6) 89	(41.4) 79	(33.0) 63	(78.5) 699

③ 女子が従事する業務の種類別主な職種

(注) 本表の業務の種類に対応する職種(作業)は、推進者自身の判断で自主点検表に記入したものに基づいて整理したものであり、必ずしもそれぞれの職種の業務が労働基準法第67条の「生理に有害な業務」となるものではない。

(1) 労働時間の約半分以上が立ち作業又は下肢作業を必要とする業務

産 業 別	職 種
鉱 業	分析業務
建 設 業	軽作業、材料運搬、土木工事補助、アスファルト敷均作業、道路清掃
製 造 業	
食料品・たばこ 製 造 業	調理、パン製造、原漁解体、製品検量、鮮魚撰別、箱詰、包装、肉処理作業、仕込作業、秤量、菓子製造、検品、製麺、梱包、除骨、ハム・ソーセージ製造、店員、納豆腐製造、醸造、倉庫作業
織 維 工 業	ミシン縫製、裁断、検査、織布、アイロンかけ、プレス、出荷、撚糸工、サイジック工、巻捲工、紡績工、成型、試験工、箔切、運搬、炊事婦、繰糸、前紡、精紡、検反、ヤールかけ
衣服・その他の 繊維製品製造業	縫製、プレス、裁断、包装、染色、糸巻、刺繍、製品検品、製品整理、ミシン作業、生地揃え、芯張り作業、アイロンかけ、シール付け、検反、棚作業、接着作業、編立、
木 材、木 製 品 製 造 業	合板工、単板裁断、製品結束、製品仕訳、加工機への挿入
家具、製備品 製 造 業	塗装、研磨、箱詰、組立作業、部品切断作業、検査、
パルプ・紙・紙 加工品製造業	紙選別
出版・印刷・同 関 連 産 業	印刷周辺作業、荷造工、糊付工、製本、ブランク、文選、箱詰め、写植印字、解版、漢字テレタイプ、ハンドスクリーン工、包装、表紙張り、検査、活版、丁合貼込、自動糸繰工、検品、活版整備、
化 学 工 業	包装作業、洗瓶、選別作業、成形
ゴム製品製造業	ゴム生地裁断、糊付、タイヤ検査、タイヤ成形、チューブ成形、ホース成型、製品包装、
窯業・土石製品 製 造 業	衛生陶器成形、石膏型造形、雲母貼付、プレス成形、鉄線曲加工製品仕上、選別、研磨、秤量、ガラス吹き、梱包、焼成、ガラス研磨

鉄 鋼 業	研磨, 検査部門, 素子巻き込み工程, 溶接作業, 試験・分析作業, 有機分析作業
非鉄金属製造業	絶縁
金属製品製造業	ガス切断, 穴あけ, 切削作業, ローリング作業, 組立, 洗浄, 包装, ピストン加工, 部品付け, アルミ材加工, プレス, 皮膜加工
電気機械器具製造業	成型作業, 商品組立, 部品組立, 選別, 検査, 梱包作業, コンベア作業, 荷物受入, 塗装, コイル捲き, 材料検査, メッキ
輸送用機械器具製造業	部品組立, ネジ切り, 綱張り, 包装, 機械加工, 材料投入,
卸売業・小売業	
卸 売 業	店頭販売, 美容部員
百貨店	販売, レジ係, 商品管理, ウェイトレス, チェッカー, パック作業
飲食料品小売業	調品販売, 調理員, レジ, ウェイトレス, 盛付作業
飲 食 店	ウェイトレス, 仲居, 炊事, 食器洗い, パック, 調理人
運輸・通信業	道路清掃, 車掌, ガイド, 荷造, 資材製作, 包装, 荷役, 発券業務
電気・ガス・水道・熱供給業	ガスメーター検針業務, 集金, 検読
サービス業	
旅館・その他の宿泊所	炊事婦, 仲居, ウェイトレス, 宴会係, 売店係, 雑役, 皿洗い, 配膳係, ルームメイド, 接客, 調理, ,
洗たく, 理容, 浴 場 業	プレス, 整理, 包装分類,
娯 楽 業	フロント, キャディ, ウェイトレス, ルームサービス, コース管理
協 同 組 合	チェッカー, 店員, レジ係
医 療 業	看護婦, 給食員, 栄養士, 調理士, 薬剤師, 診療助手, 医師, 保母, 労務員

(2) 著しく精神的又は神経的緊張を必要とする業務

産 業	職 種
製 造 業	
繊維工業	再繰, 紡績, 製品検査, ゴム通し, セット仕上げ, 箱詰
衣服・その他の繊維製品製造業	アイロン仕上, ミシン掛け, 縫製, 検査
パルプ・紙・紙加工品製造業	プレス加工, 製紙加工, 試験分析, 電話交換
出版・印刷・同関連産業	タイピスト, トレース, 写植

鉄 鋼 業	プレス工
非鉄金属製造業	伸線作業
一 般 機 械	プレス工，電話交換
器 具 製 造 業	
電 気 機 械	精密作業，顕微鏡検査，ビート付け，集積回路検査，修正
器 具 製 造 業	
精 密 機 械	研磨作業，プレス作業
器 具 製 造 業	
卸売業，小売業	レジ係，電話交換手，エレベータ乗務員
金 融・保険業	出納係，オペレーター
サ ー ビ ス 業	
協 同 組 合	キーバンチャー
情報サービス。	
調査・広告業	オペレーター，キーバンチャー
医 療 業	看護婦，薬剤師，臨床検査技師，医師，歯科衛生士
社 会 保 険，	
社 会 福 祉，	理学療法士，作業療法士，言語訓練士，看護婦，指導員，保母

(3) 任意に作業を中断することができない業務

産 業	職 種
製 造 業	
食料品，たばこ	缶詰，解体，中抜，検ビン作業
製 造 業	
繊 維 工 業	プリント作業，自動巻作業，板巻
衣服，その他の	
繊維製品製造業	ミシン工，縫製，仕上係
木 材，木 製	
品 製 造 業	単板裁断，選別，耳鼻取り
家 具，装 備	
品 製 造 業	塗装
出版・印刷・同	
関 連 産 業	製本，箔押し，糊付工，不良品看視，ミシン組立の流れ作業，
化 学 工 業	成型，パッケージ
ゴム製品製造業	成型，貼場
窯業・土石製品	
製 造 業	仕上工，サヤ詰
金属製品製造業	部品組立ライン
電 気 機 械	
器 具 製 造 業	組立作業，回路組立，コンベアー部門，検査，メーター組立，ハンダ付け
精 密 機 械	
器 具 製 造 業	組立作業，時計組立

卸売業，小売業 百貨店 サービス業 洗たく，理容， 浴場業 娯楽業 社会保険， 社会福祉，	電話交換，チェッカー，検査，受付，伝票発行 プレス，包装，検品 売店 生活指導員
--	---

(4) 運搬・けん引・持ち上げその他相当の筋肉的労働を必要とする業務

産 業	職 種
建 設 業	整理，運搬，雑役
製 造 業	
食料品・たばこ 製 造 業	商品管理，発送業務，入庫・出庫作業
織 維 工 業	荷造り
衣服・その他の 繊維製品製造業	裁断
木 材，木 製 品 製 造 業	結束
パルプ・紙・紙 加工品 製造業	破損紙処理，梱包，紙選別
出版・印刷・同 関 連 産 業	整反工
化 学 工 業	ホークリフト運転
窯業・土石製品 製 造 業	硝子屑選別
非鉄金属製造業	自動組立工程
金属製品製造業	硝子裁断，検査，運搬，包装，機械加工，加工板金
一 般 機 械 器 具 製 造 業	ガラス溶断
電 気 機 械 器 具 製 造 業	資材運搬，製品移動，購買
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	ネジ切り，部品組立，研磨，鉄工
その他の製造業	プラスチック板の検品・包装
卸売業，小売業	商品受渡業務，倉庫管理
運 輸，通信業	運搬業務
サ ー ビ ス 業	
娯 楽 業	キャディー
医 療 業	看護婦
社 会 保 険 社 会 福 祉	寮母，保母，看護婦，生活指導員，訓練業務

(5) 身体の動揺、振動又は衝撃を伴う業務

産 業	職 種
製 造 業	
織 維 工 業	本縫ミシン，繰糸
衣服・その他の 繊維製品製造業	ミシン工，縫製，裁断
窯業，土石製品 製 造 業	ブロックマシン工
卸売業，小売業	列車内販売，エレベーター運転，キーバンチャー，電話交換手，テレックス・オペレーター
金 融・保険業	キーバンチャー
運 輸・通信業	ガイド，バス車掌，乗客係

(6) 深夜勤又は交替制勤務を伴う業務

産 業	職 種
製 造 業	
食料品・たばこ 製 造 業	菓子包装，試験研究補助
織 維 工 業	紡績，編物，織布，撚糸，検反，精紡，仕上，ニット整理，前紡，染工，管捲工，縫製
電 気 機 械 器 具 製 造 業	組立作業，検査工，精密調整，選別
卸売業，小売業	受付，電話交換，ウェイトレス，販売
金 融・保険業	電話交換
運 輸・通信業	電話交換
サ ー ビ ス 業	
旅館，その他の 宿 泊 所	フロント係，電話交換，ウェイトレス，洗場，客室，仲居
娛 楽 業	フロント，ウェイトレス，厨房，電話交換手，客室
協 同 組 合	給油業務，有線交換業務
医 療 業	看護婦，調理員，医療助手，助産婦
社 会 保 険 社 会 福 祉	保母，指導員，調理員，用務員，訓練士，薬剤師，看護婦，寮母

④ 妊娠中、他の軽易な業務へ転換した事例

産 業	転換前の仕事	転換後の仕事
食料品・たばこ製造業	菓子の箱詰め	座り作業
	“ 供給	“
	“ 整列	“
	包装器の運転	“
	検ビン作業	雑作業
	包装	検査
	加工包装	調理パン
	店員	“
	機械操縦	品質検査
	原材料運搬	“
織 維 工 業	ヤール掛け	レッテル張り
	レース機台持	検査
	ミシン	ほどき作業
	裁断	糸くず取り
	検査	仕上げ
	準備管捲	準備アイシーラー
	検査	包装
	出荷業務	撚糸工
	友禅工	印金加工
	現場作業	事務
	縫製	手先作業
	裁断	検品
	ミシン	“
	アイロン	“
木材・木製品製造業	立作業	補助作業
	縫製工	仕上アイロン
	裁断	裁断助手
	ミシン縫製	手作業
	研磨	額縁はめこみ

産 業	転 換 前 の 仕 事	転 換 後 の 仕 事
家具・装備品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業	塗 装	梱 包
	仕 上 げ	座 り 作 業
	仕 上 げ 封 印	仕 上 げ 数 読 み
	選 別 ・ 包 装	事 務 補 助
	選 別 ・ 包 装	記 録
	選 別 ・ 包 装	包 装
	検 品 工	通 し 本 工
	ホ ー ス 成 形	型 物 検 査
	タ イ ヤ 検 品	事 務
	ポ ー ト マ ッ ト	中 間 検 査
出版・印刷・同関連産業 ゴム製品製造業	加 硫	成 形
	ミ シ ン	捺 印
	〃	選 別
	成 形	仕 上
	素 子 巻 き 込 み	自動組み立て坐り作業
	絶 縁	検 査
	炊 事	製 品 包 装
	皮 膜	〃
	立 ち 作 業	座 り 作 業
	組 立	前 加 工
窯業・土石製品製造業 非鉄金属製造業	ユ ニ ッ ト 組 立	前 作 業
	ハ ン ダ 付 け	検 査
	組 立	選 別
	検 査	〃
	選 別	事 務
	ライン組立の立作業	ライン組立の座り作業
	立 ち 作 業	坐 り 作 業
	流 れ 作 業	組 立 座 り 作 業
	機 械 工	組 立 工
	時 計 組 立	時 計 検 査
金属製品製造業		
電気機械器具製造業		
輸送用機械器具製造業		
精密機械器具製造業		

産 業	転換前の仕事	転換後の仕事
卸売業，小売業	販 売	事 務
卸 売 業	〃	〃
百貨店	チェッカー	販 売
	エレベーター	事務
	販 売	値 札 付 け
サービス業		
旅館，その他の宿泊所	ウェイター	会 計 係
	宴会係	喫茶係
	ウェイトレス	事務
洗たく，理容，浴場業	プレス	電話交換
娯楽業	キャディー	事務
協同組合	レジ	事務
	店 員	〃
医療業	病棟医療助手	中央材料室
	病棟勤務	〃
	三 交 替	日 勤 の み
	病棟勤務	外 来 勤 務
	手術室	外 来 受 付

